

## 天塩町公共工事に係る発注の見通し並びに入札及び契約の過程並びに契約の内容に関する事項の公表要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(平成12年法律第127号。以下「法」という。)及び公共工事の入札及び規則の適正化の促進に関する法律施行令(平成13年政令第34号)に基づき、天塩町が発注する公共工事について発注の見通し、入札及び契約の過程並びに契約の内容に関する事項の公表の実施に関し必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、「公共工事」とは、法第2条第2項に規定するものをいう。

(発注の見通しに関する事項の公表)

第3条 町長は、毎年度、4月1日(予算が成立していない場合は、予算の成立日)以降遅滞なく、当該年度に発注することが見込まれる公共工事(予定価格が400万円を超えないと見込まれるもの及び公共の安全と秩序の維持に密接に関連する建設工事であって、町の行為を秘密にする必要があるものを除く。)に関し、次に掲げる事項を公表する。

- (1) 工事名、工事場所、期間、工事種別及び工事概要
- (2) 入札及び契約の方法
- (3) 入札予定時期(随意契約を行う場合にあっては、契約を締結する時期)
- 2 公表は、別紙様式第1によるものとし、天塩町ホームページに掲載するものとする。
- 3 公表期間は、当該年度の3月31日までとする。
- 4 町長は、第1項により公表した事項について、年1回以上の見直しを行うものとし、変更がある場合は、遅滞なく当該事項を公表する。
- 5 変更後の事項の公表については、第2項及び第3項の規定を準用する。

(入札及び契約の過程並びに契約の内容に関する事項の公表)

第4条 町長は、次に掲げる事項を定め、又は作成したときは、遅滞なく当該事項を公表する。これを変更したときも同様とする。

- (1) 一般競争入札に参加する者に必要な資格及び当該資格を有する者の名簿
- (2) 指名競争入札に参加する者に必要な資格及び当該資格を有する者の名簿
- (3) 指名競争入札に参加する者を指名する場合の基準
- 2 町長は、公共工事(予定価格が400万円を超えないもの及び公共の安全と秩序の維持に密接に関連する公共工事であって、町の行為を秘密にする必要があるものを除く。)の契約を締結したときは、当該工事ごとに、遅滞なく次に掲げる事項を公表する。ただし、第1号から第8号までは契約の締結前に公表することができる。
- (1) 一般競争入札に参加する者に必要な資格を更に定め、その資格を有する者より当該入札を行わせた場合における当該資格

- (2) 一般競争入札を行った場合における当該入札に参加しようとした者の商号又は名称並びにこれらのうち当該入札に参加させなかった者の商号又は名称及びその者を参加させなかった理由
  - (3) 指名競争入札を行った場合における指名した者の商号又は名称及びその者を指名した理由
  - (4) 入札者の商号又は名称及び入札金額(随意契約を行った場合を除く。)
  - (5) 落札者の商号又は名称及び落札金額(随意契約を行った場合を除く。)
  - (6) 最低の価格をもって申込みをした者を落札者とせず、他の者のうち最低の価格をもって申込みをした者を落札者とした場合におけるその者を落札者とした理由
  - (7) 最低の価格をもって申込みをした者を落札者とせず、他の者のうち最低の価格をもって申込みをした者を落札者とした場合における最低制限価格未満の価格をもって申込みをした者の商号又は名称
  - (8) 総合評価方式による場合には次に掲げる内容
    - イ 総合評価方式を行った理由
    - ロ 総合評価を行った場合における落札者決定基準
    - ハ 総合評価を行った場合における落札者の落札理由
    - ニ 総合評価を行った場合における落札結果
  - (9) 次に掲げる契約の内容
    - イ 契約の相手方の商号又は名称及び住所
    - ロ 公共工事の名称、場所、種別及び概要
    - ハ 工事着手の時期及び工事完成の時期
    - ニ 契約金額
  - (10) 随意契約を行った場合における契約の相手方を選定した理由
- 3 町長は、前項の公共工事について契約金額の変更を伴う契約の変更をしたときは、遅滞なく変更後の契約に係る前項第9号のロからニまでに掲げる事項及び変更の理由を公表する。
- 4 第2項及び第3項の公表は、別紙様式第2及び第3によるものとし、天塩町ホームページに掲載するものとする。
- 5 第2項及び第3項の公表の期間は、公表した日(第2項第1号から第8号までに掲げる事項のうち契約の締結前に公表した事項については、契約を締結した日)の翌日から起算して1年間が日経過する日までとする。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

#### 附 則

この要綱は、令和7年7月8日から施行する。





